

九州佐賀国際空港賑わい創出事業「空港公園内キッチンカー出店」出店要項

九州佐賀国際空港活性化推進協議会では、夏休みにおける九州佐賀国際空港の賑わい創出事業の一環として、隣接する空港公園内でキッチンカーによるテイクアウト販売を行う事業者を募集します。

記

1. 期 間

令和4年（2022年）8月1日から同年8月31日まで ※実施日は下記7日間

[実施日] 【使用時間 10:30～15:30／販売時間 11:00～15:00】

- ①令和4年8月6日（土）
- ② 同年8月7日（日）
- ③ 同年8月11日（木）※祝日（山の日）
- ④ 同年8月20日（土）
- ⑤ 同年8月21日（日）
- ⑥ 同年8月27日（土）
- ⑦ 同年8月28日（日） ※各日1～3台程度

2. 実施場所

空港公園（九州佐賀国際空港ターミナルビルそば）

※キッチンカーの設置場所は別途、事業者へ案内いたします。

3. 出店要項

- （1）佐賀県、福岡県南西部（久留米市、八女市、柳川市、大川市、筑後市、みやま市、大牟田市、広川町、大木町）で飲食店を経営するなど実店舗を持ち、佐賀県内での飲食店営業許可及び食品営業車許可を有する事業者が対象です。
- （2）発電機、ゴミ袋等は各店舗でご準備ください。各店舗の利用者が持ち込んだゴミは持ち帰るようお願いいたします。
- （3）主に空港公園利用客向けの商材をご提供ください。生もの以外や商品によっては十分加熱したもののしか提供できません。
- （4）キッチンカーの設置は空港公園内指定スペースにて、対象行為は許可場所に限り行ってください。（それぞれの状況に応じ、個別に指定する場合がございます。）指定されたエリアを遵守願います。
- （5）実施時間外は完全撤収し、空港公園利用客や空港事業者関係者の車輛などの通行を妨げないようにしてください。また、敷地内の工作物を破損、汚損した場合は、責任をもって被害回復をお願いいたします。
- （6）各種事故防止に十分配慮してください。

- (7) 敷地内に汚水、ゴミ等を捨てないようにし、常に清掃を行うなど美的景観の保持に努めてください。
- (8) 強制的な販売行為はしないようお願いします。
- (9) 常に感染症防止の対策をお願いします。
- (10) 酒類の販売はできません。
- (11) 売上や利用客数等についてご報告をお願いする場合がございます。
- (12) 保安上の観点から、実施当日は佐賀空港事務所に営業開始、終了のご報告をお願いします。また、航空保安等の観点から佐賀空港事務所の指示は遵守願います。

4. 申込書、誓約書

別紙の「出店申込書兼誓約書」にてご提出ください。

5. 問い合わせ先

九州佐賀国際空港活性化推進協議会

(佐賀県空港課内)

担当：中川、水町

TEL：0952-25-7104 FAX：0952-25-7318

Mail：kuukou@pref.saga.lg.jp

6. その他

本事業の実施は、九州佐賀国際空港活性化推進協議会より提出する申請書が「佐賀空港事務所」に受理されることが前提となります。

以上